

第8章

産業財産権制度の見直しについて

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが必要である。

本章では、近年行われた産業財産権制度の見直しを紹介するとともに、現在検討されている新たな産業財産権制度について紹介する。

1

近年行った産業財産権制度の見直し

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の実施を確保するための、特許法及び商標法の改正案を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が、2016 年 12 月 9 日に可決・成立し、同年 12 月 16 日に平成 28 年法律第 108 号として公布された。

(1) TPP 協定国内実施のための産業財産権制度の整備

2016 年 2 月、TPP 協定が署名された。本協定は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定するものである。TPP 協定の実施を確保するため、以下のとおり、特許法及び商標法における所要の規定の整備を行った。

(i) 特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その公表によっては当該発明の新規性が否定されない期間である新規性喪失の例外期間を、6 月から 1 年に変更すること（特許法）

(ii) 出願から 5 年又は審査請求から 3 年のいずれか遅い日以後に特許権の設定登録があった場合に、特許権の存続期間を延長できる制度を導入すること（特許法）

(iii) 商標の不正使用に係る法定損害賠償制度を導入すること（商標法）

上記の特許法及び商標法の改正案を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、2016 年 3 月 8 日に閣議決定され、同日、第 190 回通常国会へ提出された。同法律案は、第 192 回臨時国会にて 2016 年 12 月 9 日に可決・成立し、同年 12 月 16 日に平成 28 年法律第 108 号として公布された。

2

新たな産業財産権制度の検討

(1)我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて

2016年3月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会に設置された知財紛争処理システム検討委員会において、報告書「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について」が取りまとめられた。

また、同年5月に策定された「知的財産推進計画2016」において、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」、「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現」、及び「権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上」に係る取組を推進し、短期に取組が必要な施策については、2016年度中に法制度の在り方に関する「一定の結論」を得ることとされた。

以上を受けて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会は、「知的財産推進計画2016」において定められた「一定の結論」を得るべく、主として経済産業省が検討すべきとされた事項を中心として、審議を行い、主に以下の内容から成る報告書を取りまとめた。

①適切かつ公平な証拠収集手続の実現

特許権の侵害訴訟は技術的に高度な専門的知見を要する、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続の強化が必要である。ただし、被疑侵害者の営業秘密の保護及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要がある。以上を踏まえ、

- i) 公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与で

きるようにする制度

- ii) 書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当であるとされた。

②ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

適切な損害賠償額の実現については、現行制度の運用状況やビジネスの実態や、民事法体系との整合性等に留意しつつ検討した結果、まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進めることが適当であるとされた。

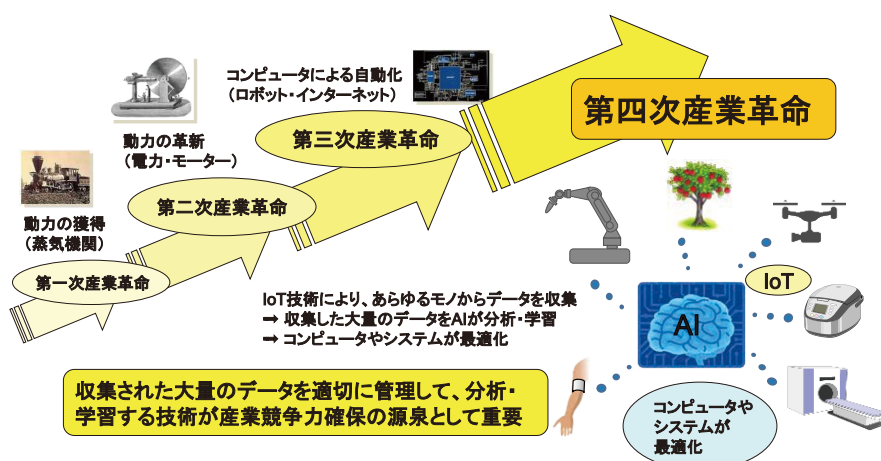
③権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

我が国の特許権侵害訴訟等の現状を鑑みるに、特許権は一定程度安定していると評価できることから、権利の安定性については、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当であるとされた。

本報告書は2017年2月に特許制度小委員会で取りまとめられ、パブリックコメントに付された後、同年3月に公表された。

第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会

IoT (Internet of Things、モノのインターネット) 技術により取得できるデータ量の増加、ハードウェア性能の向上に伴うデータ処理能力の向上、そしてデータ処理に利用される人工知能 (AI) 技術等の飛躍的な進展は、産業、さらには社会生活を大きく変革する「第四次産業革命」を引き起こしつつあります。このような「第四次産業革命」の時代においては、「データ」自体及びその「分析技術」、そして新技術の特性を活かした「ビジネスモデル」が新たな産業競争力の源泉として重要性を増しています。



(資料) 特許庁作成

さらに、今までつながっていなかったモノが、ネットワークを介して「つながる」ことの結果として、企業においては、これまで付き合いのなかった異業種やベンチャー企業との連携が必要となるなど、関係する企業等が多様化するとともに、自社技術を応用可能な産業分野も多様化しています。

このような環境の下、我が国の企業が利益を獲得し、ビジネスを拡大していくためには、自社の強みとなるコア領域を確保しつつ、企業や業種を越えて技術やビジネスモデルを開発していくオープン・イノベーションの積極的な推進が不可欠となります。そして、オープン・イノベーションを推進するためには、新たな産業競争力の源泉の一つである「データ」を考慮する必要性が高まってきたことにかんがみ、従前のオープン&クローズ戦略の柱である知財、標準化にデータを加えた、新たな戦略の構築が必要です。

このような現状認識の下、産業構造の変化に対応する企業の経営・知財戦略とそれを支える制度や運用の在り方を検討するために、特許庁は、2016年10月、経済産業省内の関係部局との連携の下、学識経験者、産業界等の有識者からなる「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」(座長: 渡部 俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授)を立ち上げました。本検討会では、計10回にわたる議論を通じて、上記の制度や運用に関する現状と課題の整理を行い、「産業財産権システム」、「データの利活用」及び「国際標準化」の各観点から、今後実施することが適当な取組を2017年4月に取りまとめました。

①産業財産権システム

産業財産権システムについては、今後のイノベーションにより創出される新たなデータ構造や、IoTが普及する中で特許出願が増加傾向にあるビジネス関連発明といった新たな産業競争力の源泉について、既に特許法による保護が一定程度は図られているものの、どのような要件を備えれば権利化できるのか分かりづらいという指摘がありました。

このような指摘を踏まえて、検討会では、上記のような新たなデータ構造を含めて適切に保護されるよう、適時適切な情報発信を行い、我が国企業の権利取得の予見性を高めるべきとの提言がなされました。加えて、IoTを活用したビジネス分野においても、我が国企業がイノベーションの促進に必要な特許権を着実に取得し活用するための環境を整備すべきとの提言がなされました。具体的には、IoT関連発明に密接に関連するソフ

トウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検や、IoTを活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理、新設したIoT関連技術についての特許分類の活用や分野横断的な審査体制の整備等が取り組むべき事項として挙げられました。

また、標準を構成し得る特許の数が増大し、標準策定時に標準に関係する全ての特許権を捕捉できない可能性が高まる中、近年パテントプール形成が低調であることも加わり、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが増加しています。検討会でも、今後、IoTの普及に伴い、これまで情報通信分野の標準規格をほとんど利用してこなかった、自動車を始めとする、多様な業種、業態の企業が新たに同分野の標準規格を利用することになり、社会全体として特許を活用するためのコストが増加する可能性について言及がありました。その上で、IoTの普及に伴い社会インフラを構成する可能性のある規格について、その実施に必要な特許権に絡む紛争が多発した場合に、経済・産業に悪影響が及ぶおそれがあるとの指摘がなされました。

このような指摘を踏まえて、検討会では、社会インフラの一部として組み込まれるような標準必須特許¹について、行政が適正なライセンス料を決定するADR制度²の導入についての検討や、ライセンス契約や特許侵害紛争を対象とした、中小・ベンチャー企業が使いやすいADR制度についても、民間ADRとの関係を整理した上で検討を進めていくべきとの提言がなされました。

その他、検討会では、デジタル・ネットワークの進展に伴い、特許発明の構成要素の一部が我が国の国外（例えば、国外に置かれたサーバ）で実行されるケースの増加が懸念される中で、国境をまたいだ侵害行為に対する権利保護の在り方についての検討も行いました。さらに、AIを活用して創作した発明等や3Dプリンタで利用される3Dデータについての産業財産権上の論点整理を行いました。

②データの利活用

検討会では、データ利活用に関してデータ利活用のための一定の法的基盤が整備されつつある一方で、データを不正な利用などから保護する仕組みが十分ではなく、また、データ利活用についての社会的な理解が醸成されていないことから、企業間におけるデータの利活用が十分なされていないとの指摘がなされました。

そして、このような指摘を踏まえて、検討会では、データの不正取得の禁止などを含めた不正競争防止法の改正を視野に入れた検討を行うことや、企業間におけるデータの利活用や契約の実態に即し、保護の在り方や契約等のルールについても検討した上で、データの利用権限に関するガイドライン等の策定の検討を行うことについて提言がなされました。

③国際標準化

IoTなどモノや技術が新たにつながるにより付加価値が創出される産業の重要性が増大する中、ISO/IEC及び関係フォーラム／コンソーシアムにおいては、個々の製品・技術といったハード分野のみならず、モノのサービス化などの新しい市場創造を伴うソフト分野における国際標準化の検討が既に始まっています。このような状況下において、IoTにおけるプラットフォームなどソフト分野、サービス分野等への官民の標準化体制の対応や強化、さらにはこれらの標準化を支える人材育成の重要性が増大しています。

このような現状を踏まえて、検討会では、デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するための官民の標準化体制を強化や、2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいた標準化人材育成の取組を強化すべきとの提言がなされました。

※「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」報告書は、下記ウェブサイトから参照いただけます。

<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170419001.html>

1 標準規格の実施に必要な特許

2 ADR (Alternative Dispute Resolution) : 調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段